

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本暴第299号  
令和5年3月29日  
宮城県警察本部長

暴力団排除等のための部外への情報提供について（通達）

暴力団情報（暴力団に関連する全ての情報をいう。以下同じ。）については、法令の規定により警察において厳格に管理する責任を負っている一方、一定の場合に部外へ提供することによって、暴力団による危害を防止し、その他社会から暴力団を排除するという暴力団対策の本来の目的のために活用することも当然必要である。

暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号。以下「暴排条例」という。）第17条第2項の規定により、事業者が一定の場合に取引等の相手方が暴力団員等に該当するかどうか確認することを義務付けられるとともに、暴力団が資金獲得のために介入するおそれのある建設・金融等の業界を中心として、暴力団員に加え、元暴力団員等を各種取引から排除する仕組みが構築されている。一方、暴力団は、暴力団関係企業や暴力団と共生する者を通じて様々な経済取引に介入して資金の獲得を図るなど、その組織又は活動の実態を多様化・不透明化させている。このような情勢を受けて、事業者からの暴力団情報の提供についての要望が高まっており、暴排条例第9条の規定においても事業者に対し、必要な支援を行うことが県の責務として規定されているほか、警察が保有する暴力団情報を社会に提供していく役割が一層求められているところである。

以上のような情勢の変化に的確に対応し、社会からの暴力団の排除を一層推進するため、「暴力団排除等のための部外への情報提供について（通達）」（平成24年1月25日付け宮本暴第42号。以下「旧通達」という。）に基づき、暴力団情報の部外への情報提供を行っているところであるが、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され、地方公共団体にも適用となるとともに、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）が廃止されることに伴い、旧通達の内容を一部整理し、令和5年4月1日から施行することとしたことから、その対応に遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

## 第1 基本的な考え方

### 1 組織としての対応の徹底

暴力団情報の提供については、警察官が個人的に対応することなく刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長（以下「暴力団対策課長」という。）又は警察署長の責任において組織的な判断の下に行うこと。

### 2 暴力団情報の正確性の確保

暴力団情報を提供するに当たっては、必要な補充調査を実施するなどして、当

該情報の正確性を担保すること。

### 3 暴力団情報の提供に係る責任の自覚

暴力団情報の内容及び暴力団情報を提供する正当性について警察が立証する責任を負わなければならないとの認識を持つこと。

### 4 暴力団情報を提供する正当性についての十分な検討

暴力団情報のうち暴力団員等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行うこと。特に、情報提供を受けようとする者が行政機関以外の者である場合には、法令の規定に基づく場合のほかは、当該情報が暴力団排除等の公益目的の達成のために必要であり、かつ、警察からの情報提供によらなければ当該目的を達成することが困難と認められる場合に行うこと。

## 第2 積極的な情報提供の推進

1 暴力団犯罪の被害者の被害回復訴訟において組長等の使用者責任を追及する場合及び暴力団事務所撤去訴訟等暴力団を実質的な相手方とする訴訟を支援する場合は、特に積極的な情報提供を行うこと。

2 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）のように提供することができる情報の内容及びその手続が法令により定められている場合又は行政機関その他の公共的機関との間で暴力団排除を目的として暴力団情報の提供に関する申合せ等が締結されている場合には、これによるものとする。暴力団排除を目的として組織された事業者団体その他これに準ずるものとの間で申合せ等が締結されている場合についても、同様とする。

なお、警察署においてこの申合せ等を締結する場合には、事前に暴力団対策課長と協議するものとする。

3 暴排条例上の義務履行の支援、暴力団に係る被害者支援、資金源対策の視点や社会経済の基本となるシステムに暴力団を介入させないという視点からは、第3-1の情報提供の基準に従いつつ、可能な範囲で積極的かつ適切な情報提供を行うものとする。

## 第3 情報提供の基準等

### 1 情報提供の基準

暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っていることから、情報提供によって達成される公益の程度によって、情報提供の要件及び提供できる範囲・内容が異なってくる。

そこで、以下の(1)から(3)までの観点から検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合に提供すること。

#### (1) 提供の必要性

ア 暴排条例上の義務履行の支援に資する場合その他法令の規定に基づく場合事業者の取引等の相手方が暴力団員、暴力団準構成員及び元暴力団員等であり、暴排条例第17条第2項に規定する義務を履行するために必要と認められる場合には、その義務の履行に必要な範囲で暴力団情報を提供するもの

とする。

その他法令の規定に基づく場合についても、当該法令の定める要件に従って提供するものとする。

イ 暴力団による犯罪、暴力的要求行為等による被害の防止又は回復に資する場合

情報提供を必要とする事案の具体的内容を検討し、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害の防止又は回復のために必要な暴力団情報を提供するものとする。

ウ 暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合

暴力団の組織としての会合等の開催、暴力団事務所の設置、暴力団への加入の勧誘、名誉職への就任や栄典を受けること等による権威の獲得、政治・公務その他一定の公的領域への進出、資金獲得等暴力団の組織の維持又は拡大に係る活動に打撃を与えるために必要な場合その他暴力団排除活動を促進する必要性が高く暴力団の組織の維持又は拡大への打撃に資する場合には、必要な暴力団情報を提供するものとする。

(2) 適正な情報管理

情報提供は、情報提供を受けようとする者が、提供に係る暴力団情報の悪用や目的外利用を防止するための仕組みを確立している場合、提供に係る暴力団情報を他の目的に利用しない旨の誓約書（別記様式第1号）を提出している場合その他暴力団情報を適正に管理することができると認められる場合に行うものとする。

(3) 提供する暴力団情報の範囲

ア 第3-1-(1)-アの場合

暴排条例上の義務を履行するために必要な範囲で暴力団情報を提供するものとする。この場合において、情報提供を受けようとする者に対し、契約等の相手方が暴排条例第2条に規定された規制対象者等の属性のいずれかに該当する旨の暴力団情報を提供すれば足りるかを検討すること。

イ 第3-1-(1)-イ及びウの場合

次の(ア)から(ウ)までの順に検討を行うものとする。

(ア) 暴力団の活動の実態についての暴力団情報（暴力団員等の個人情報以外の情報をいう。）の提供

暴力団の義理掛けが行われるおそれがあるという情報、暴力団が特定の場所を事務所としているという情報、傘下組織に係る団体の名称等、暴力団情報のうち暴力団員等の個人情報以外の情報の提供によって足りる場合には、これらの暴力団情報を提供すること。

(イ) 暴力団員等該当性情報の提供

上記(ア)によって公益を実現することができないと判断した場合は、相談等に係る者の暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、元暴力団員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋及び社会運動標ぼうゴロをいう。以下同じ。）への該当性に関する情報（以下「暴

力団員等該当性情報」という。)を提供することを検討すること。

(ウ) 上記(イ)以外の個人情報の提供

上記(イ)によって公益を実現することができないと判断した場合において公益を実現するために必要であると認められるときには、住所、生年月日、連絡先、前科・前歴情報その他の暴力団員等該当性情報以外の個人情報を提供すること。この場合において、顔写真の交付は行わないこと。

なお、前科・前歴情報は、情報提供を受けようとする者等の安全確保のために特に必要があると認められる場合に限り、暴力団対策課長へ事前報告及び協議を実施した上で、過去に犯した犯罪の態様等の情報を提供すること。

2 提供する暴力団情報の内容に係る注意点

(1) 指定暴力団以外の暴力団について

指定暴力団以外の暴力団のうち、特に消長の激しい小規模な暴力団については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するその団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体に該当することを認定できる資料の存否を確認すること。

(2) 暴力団準構成員及び元暴力団員等の場合の取扱い

ア 暴力団準構成員

暴力団準構成員については、当該暴力団準構成員と暴力団との関係の態様及び程度について十分な検討を行い、現に暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあることなどを確認した上で、情報提供の可否を判断すること。

イ 元暴力団員

元暴力団員については、過去に暴力団員であったことが法律上の欠格要件となっている場合又は現状が暴力団準構成員、共生者、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者、総会屋及び社会運動標ぼうゴロとみなすことができる場合に情報提供することとし、単に過去に暴力団に所属していたという事実だけをもって情報提供をしないこと。

ウ 共生者

共生者については、暴力団への利益供与の実態、暴力団の利用実態等共生関係を示す具体的な内容を十分に確認した上で、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断すること。

エ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、暴力団員が関与している賭博等に参加している場合、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生会、還暦祝い等の行事等に出席している場合等、その態様が様々であることから、当該対象者と暴力団員とが関係を有するに至った原因、当該対象者が相手方を暴力団員であると知った時期やその後の対応、暴力団員との交際の内容の軽重等の事情に照らし、具体的事案ごとに情報提供の可否を判断する必要があり、暴力団員と交際しているといった事実だけをもって漫然と「暴

力団員と社会的に非難されるべき関係にある者である」といった情報提供をしないこと。

オ 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロ

総会屋及び社会運動等標ぼうゴロについては、その活動の態様が様々であることから、漫然と「総会屋である」などと情報提供をしないこと。

情報提供が求められている個別の事案に応じて、その活動の態様について十分な検討を行い、現に活動が行われているか確認した上で情報提供をすること。

カ 暴力団の支配下にある法人

暴力団の支配下にある法人については、その役員に暴力団員等がいることをもって漫然と「暴力団の支配下にある法人である」といった情報提供をしないこと。役員に占める暴力団員等の比率、当該法人の活動実態等についての十分な検討を行い、現に暴力団が当該法人を支配していると認められる場合に情報提供をすること。

3 都道府県暴力追放運動推進センターに対する情報提供について

都道府県暴力追放運動推進センター（以下「センター」という。）に対して相談があった場合も、警察において上記基準等に従って判断した上で必要な暴力団情報をセンターに提供し、センターが情報提供を受けようとする者に当該情報を告知するものとする。

第4 情報提供の方式

1 第3-1-(1)-アによる情報提供を行うに当たっては、情報提供を受けようとする者に対し、情報提供に係る対象者の住所、氏名、生年月日等が分かる身分確認資料及び取引関係を裏付ける資料等の提出を求めるとともに、提供に係る暴力団情報を他の目的に利用しない旨の誓約書の提出を求めること。

2 情報提供を受けようとする者に守秘義務がある場合等、暴力団情報の適正な管理のために必要な仕組みが整備されていると認められるときは、情報提供を文書により行うことができる。

これ以外の場合においては、口頭による回答にとどめること。

3 情報提供は、原則として、情報提供を受けようとする者に対して、当該相談の性質に応じた範囲内で行うものとする。ただし、情報提供を受けようとする者の委任を受けた弁護士に提供する場合その他情報提供を受けようとする者本人に提供する場合と同視できる場合はこの限りでない。

第5 (中略) 及び記録の整備

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 暴力団情報の提供に係る記録の適正管理

暴力団情報の適正な管理に万全を期すため、部外からの暴力団情報の提供に係る相談について、前記第3-1の情報提供の基準に基づき判断を行ったときは、

情報提供の可否にかかわらず、(中略) 誓約書、(中略) 等の関係書類を確実に保管するものとする。

(別記様式省略)